

## 団体訴訟（オーストラリア）

2009年6月11日

長谷部由起子

## 第1 バックグラウンド

## 1 司法制度

- ・コモンロー
- ・連邦制

6つの州（ニュー・サウス・ウェールズ、クイーンズランド、サウス・オーストラリア、タスマニア、ヴィクトリア、ウェスタン・オーストラリア）

2つの準州（オーストラリア首府特別区、北部準州）

\*最大の州はニュー・サウス・ウェールズ州である（州都はシドニー）。

・各州がそれぞれ独自の裁判所制度をもち、州の裁判所は州法（制定法・判例法）を適用する。憲法上は、州の裁判所が扱った事件について連邦の最高裁判所（High Court of Australia）に上訴することが認められている。最高裁判所に対する上訴は、特定の種類の連邦法に関して連邦裁判所が扱った事件に対しても認められている。

・消費者保護の分野におけるそうした立法の中で最も重要なのは、1974年取引慣行法（Trade Practices Act 1974）である。本法は、取引を行う法人に対する連邦の権限を根拠とするものであり、オーストラリア競争消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission=ACCC）によって執行される。本法をモデルとした法律が州や準州において制定され、その適用範囲も、個人経営者やパートナーシップに拡大され、州の機関によって執行されている（たとえば、ニュー・サウス・ウェールズ州においては、公正取引省（Department of Fair Trading=DFT）およびその事務所がそうした機関である）。

## 2 民事訴訟

- ・ディスカバリーの制度がある。
- ・訴訟費用の敗訴者負担原則が採られている。
- ・本人訴訟は可能である。

## 3 集合的権利保護訴訟以外の多数当事者訴訟

- ・代表訴訟(representative action)

## 第2 集合的権利保護訴訟制度の概要

## 1 制度の全体像（消費者紛争を解決するための他の制度を含む）

- ・仲裁

主としてイギリス法を起源とし、長い伝統がある。

ただし、対象とされている紛争の多くは企業間の紛争であって、消費者紛争ではない。

消費者紛争に仲裁が利用されないことの一因は、仲裁人や仲裁機関の側に消費者紛争に特有の問題を処理する専門知識や研修制度がないことにある。

・調停（裁判所外）

a. Community Justice Centres

近隣紛争の調停や消費者信用に関する紛争の調停を行う。

b. 法曹その他の専門職のサービスに関する紛争を処理するもの

c. オンブズマン

銀行に関するもの（1989年設立）

保険業に関するもの（1991年設立）

金融業に関するもの（1991年設立）

電気通信事業に関するもの（1993年設立）

・調停（裁判所内）

・少額裁判所

・集合的権利保護訴訟

(1) 代表訴訟 (Representative Actions)

ACCCが消費者の被った損害の賠償を連邦裁判所(Federal Court)に申し立てることができる。

法令上の根拠 取引慣行法 87 条 (1B) (1986 年改正)

\*取引慣行法第IV編 (制限的取引慣行)、第IVA 編 (不当な行為)、第IVB 編 (業界規約)、第V 編 (消費者保護)、第VC 編 (罰則) の規定に違反する行為によって生じた損害または生じることが予測される損害の賠償を、被害者に代わって求めることができる。

取引慣行法 75AQ 条 (1992 年改正)

\*瑕疵ある製品によって損害を被った者に代わって、製造業者に対し損害賠償を求めることができる。

問題点 被害を受けた者から事前に書面による同意を得なければならないため、実例は多くない。

(2) 代表手続 (Representative Proceedings)

私人が提起するクラスアクション

代表当事者 (Representative Party) が、6 人以上のグループ構成員 (group members) のために、同一の相手方 (respondent) に対して連邦法 (例 取引慣行法) にもとづく権利を訴求する手続

・法令上の根拠 1974 年連邦裁判所法第 IVA 編 (1991 年改正により追加)

・立法の経緯 (後述)

・特徴 オプトアウト型(33J 条)

要件

同一、類似または関連する事情から生じた権利について(33C条(1)(b))

実質的に共通の(substantial common)法律上または事実上の争点があること(33C条(1)(c))

個別の請求について損害額の査定が必要である場合でもよい(33C条(2)(a)(iii))

・利用状況 1992年から1997年までの申立件数は30件

1990年代末に申立てが増加し、原告代理人となる2つの大規模な法律事務所が現れた(Slater & Gordon, Maurice Blackburn & Cashman)。これらの事務所は、成功報酬(“no-win no-fee” basis)で事件を受任している。

・評価

オーストラリア法改正委員会(Australian Law Reform Commission=ALRC)が2000年に公表した報告書(“Managing justice: a review of the federal civil justice system” Report (89)<http://www.austlii.edu.au/au/other/alrc/publications/reports/89/index.html>) (以下「ALRC Report 2000」という)

濫用されている事実はない。ALRC Report 2000, para 7.89.

成功報酬制により事件が受任されるので、原告代理人となる弁護士事務所が勝訴の見込みがある事件を選別する。ALRC Report 2000, para 7.90.

National Report, at 8.

製造物責任のほか、公益事業者、金融機関、政府機関または会社に対する請求などの分野において、消費者の司法へのアクセスを保障する制度として一般的に受け入れられている。

(3) 差止請求

ACCCが取引慣行法87条(1B)と類似の違反行為の差止めを求める。

・法令上の根拠 取引慣行法80条

2 制度の歴史と展望(立法に至る経緯、反対とその克服、新たな立法の動きなど)

ALRC Report 1988(“Grouped Proceedings in the Federal Court” Report(46))

1977年に、法務総裁(Attorney General)からALRCに、クラスアクションの立法の検討が付託された。

1988年に議会に提出された本報告書において、消費者の少額多数の請求を実現する方法として、クラスアクションの立法を提案した。

イングランドの衡平法に発する代表訴訟(representative action)の準則を修正した制度を創設する。

企業からの反発

議会内での見解の対立

条文 (仮訳)

1976年オーストラリア連邦裁判所法第IV.A編

第1部 総則

第33A条 解釈

本編において、反対の趣旨が明らかである場合を除き、

**グループ構成員(group member)**とは、その人々のために代表手続が開始されている人の集団の構成員をいう。

**代表当事者(representative party)**とは、代表手続を開始する者をいう。

**代表手続(representative proceeding)**とは、第33C条の規定にもとづいて開始された手続をいう。

**相手方(respondent)**とは、代表手続において救済が求められている相手をいう。

**サブ・グループ構成員(sub-group member)**とは、第33Q条の規定にもとづいて設定されたサブ・グループに属する者をいう。

**サブ・グループ代表当事者(sub-group representative party)**とは、第33Q条の規定にもとづきサブ・グループ代表当事者に選定された者をいう。

第33B条 施行

本編の規定にもとづいて行うことができる手続は、1991年オーストラリア連邦裁判所改正法が施行されたのち [1992年3月4日以降] に生じた請求権(cause of action)に関するものに限られるものとする。

第2部 代表手続の開始

第33C条 手続の開始

- (1) 本編の規定にしたがい、
  - (a) 同一の者に対して7人以上の者が請求を有しており、
  - (b) それらの者全員の請求が、同一の、類似の、もしくは関連する事情に関して生じるか、またはそうした事情から生じ、
  - (c) それらの者全員の請求が、実質的に共通の法律上または事実上の争点を生じさせているときは、それらの者のうちの1人またはそれ以上の者は、それらの者の数人または全員を代表して手続を開始することができる。
- (2) 代表手続は、以下の要件に該当するか否かにかかわらず、開始することができる。
  - (a) 求められている救済が
    - (i) 衡平法上の救済であるか、または衡平法上の救済を含んでいること
    - (ii) 損害賠償によって構成されているか、または損害賠償を含んでいること
    - (iii) 個別の査定を必要とすると思われる損害賠償の請求を含んでいること
    - (iv) 代表されたそれぞれの者について同一であること
  - (b) 当該手続が
    - (i) 当該手続の相手方と個々のグループ構成員の間の別々の契約または取引に関するものであること
    - (ii) 個々のグループ構成員に関する相手方の個別の作為または不作為を含んでいること

### 第 33D 条 当事者適格(Standing)

- (1) 自己のために他人に対して手続を開始する十分な利益(sufficient interest)を有する第 33C 条(1) 項(a)号に掲げる者は、その他人に対して、同号に掲げる他の者のために代表手続を開始する十分な利益を有する。
- (2) ある者が代表手続を開始したときは、その者は、相手方に対して請求を有しなくなった場合であっても、次に掲げる行為をする十分な利益を保持する。
  - (a) 当該手続を継続すること
  - (b) 当該手続における判決に対して上訴を提起すること

### 第 33E 条 グループ構成員となることについての同意の要否

- (1) ある者が代表手続におけるグループ構成員となることについての同意は、その者に次項が適用される場合を除き、必要ではない。
- (2) 次に掲げる者は、その者の書面による同意がないかぎり、代表手続におけるグループ構成員にはならない。
  - (a) 連邦、州または準州
  - (b) [連邦の]大臣または州もしくは準州の大臣
  - (c) 連邦、州または準州の法律によって公の目的のために設立された法人(body corporate)であつて、法人格のある会社または団体以外のもの
  - (d) 連邦、州または準州の公務員としての資格で行動する者

### 第 33F 条 訴訟能力のない者 (省略)

### 第 33G 条 適用除外 (省略)

### 第 33H 条 訴訟開始令状 (originating process)

- (1) 代表手続の開始の申立書または当該申立書を補助するために提出される書面は、必要とされている他の事項が記載されていることにくわえて、次に掲げる要件を満たさなければならない。
  - (a) 当該手続が関係するグループ構成員を記述している(describe)か、それ以外の方法で明らかにしている(otherwise identify)こと
  - (b) グループ構成員のためにされた請求の性質および求められている救済を特定していること
  - (c) グループ構成員の請求に共通の法律上または事実上の問題を特定していること
- (2) 前項においてグループ構成員を記述しまたはそれ以外の方法で明らかにするにあたっては、グループ構成員の氏名を挙げることもしくはグループ構成員の人数を特定することは必要でない。

### 第 33J 条 グループ構成員が離脱する(opt out)権利

- (1) 裁判所は、グループ構成員が代表手続から離脱することのできる最終期日を定めなければならない。
- (2) グループ構成員は、定められた期日までに裁判所規則の規定にしたがって書面による通知をすることにより、代表手続から離脱することができる。
- (3) 裁判所は、グループ構成員、代表当事者または当該手続の相手方の申立てにもとづき、グループ

構成員が代表手続から離脱することのできる期間を延長するために、別の期日を定めることができる

- (4) 裁判所の許可があった場合を除き、代表手続の審理(hearing)は、グループ構成員が当該手続から離脱することのできる期日より前に開始してはならない。

#### 第 33K 条 代表手続開始後に生じた請求権(cause of action)

- (1) 裁判所は、代表手続のいかなる段階においても、代表当事者のした申立てにもとづいて、グループの記述を変更するために代表手続を開始する申立書を修正することについて許可を与えることができる。
- (2) グループの記述は、次の要件を満たす者を含めるために変更することができる。
- (a) その者の請求権が生じたのが、代表手続の開始よりも後ではあるが、裁判所が許可を与える際に定めた期日より前であること
- (b) その請求権が代表手続の開始よりも前に生じていたならば、グループに含められたか、またはその者の同意によりグループに含められた者
- (3) (省略)
- (4) (省略)

#### 第 33L 条 グループ構成員が 7 人未満である場合

代表手続のいかなる段階においても、グループ構成員が 7 人未満であることが裁判所に明らかになったときは、裁判所は、適切と考える条件にもとづいて、

- (a) 本編の規定にもとづき、当該手続の続行を命じることができ、または、
- (b) 本編の規定にもとづき、当該手続は続行されないことを命じることができる。

#### 第 33M 条 金銭等の分配の費用が過大である場合

- (a) 代表手続において求められている救済がグループ構成員に対する金銭の支払（ただし、訴訟費用に関するものを除く）であるか、またはグループ構成員に対する金銭の支払を含んでおり、かつ、
- (b) 相手方の申立てにもとづき、裁判所が、代表当事者に有利な判決が与えられたとすれば、グループ構成員を明らかにし、かつ、支払うように命じられた金額を彼らに分配することについて相手方が負担する費用が、支払うべき金額の総計を考慮すれば過大になるとの結論にいたったときは、
- 裁判所は、命令により、次に掲げる措置をとることができる。

- (c) 当該手続はもはや、本編の規定にもとづいては続行されないことを指示する。
- (d) 当該手続が(a)号に掲げる種類の救済に関連しているかぎりにおいて、それを停止する。

#### 第 33N 条 費用が過大である等の理由で、手続が代表手続としては続行されないことの命令

- (1) 裁判所は、次に掲げる理由により手続が本編の規定にもとづいて続行されないことを命ずることが司法の利益であると確信するときは、相手方の申立てにもとづきまたは職権で、その旨を命ずることができる。
- (a) 当該手続が代表手続として続行された場合に生ずるであろう費用が、グループ構成員各自が

- 個別の手続を進行した場合に生ずるであろう費用を上回ることが予想されること
- (b) 求められている救済のすべてが、本編の規定にもとづく代表手続以外の手続によって得られること
  - (c) 代表手続が、グループ構成員の請求を処理する効率的かつ効果的な方法を提供しないこと
  - (d) その他の理由で、代表手続によって請求が訴求されることが不適切であること
- (2) 裁判所は、本条の規定にもとづく申立てを却下するときは、相手方が本条にもとづく申立てを再度することは裁判所の許可がないかぎりできないことを命ずることができる。
- (3) 前項における許可は、裁判所が正当(just)と考える費用に関する条件を付して与えることができる。

#### 第 33P 条 手続が本編の規定にもとづいては続行されないことが命じられた場合の効果

第 33L 条、第 33M 条、または第 33N 条の規定にもとづき、裁判所が、手続は本編の規定にもとづいては続行されないことを命じたときは、

- (a) 当該手続は、代表当事者が自らのために相手方に対してする手続として続行されることができる。
- (b) 当該手続のグループ構成員であった者の申立てにもとづき、裁判所は、その者が申立人として当該手続に参加すべきことを命ずることができる。

#### 第 33Q 条 すべての争点が共通ではない場合における争点の裁定(determination of issues)

- (1) グループ構成員全員に共通の争点について裁定をしても、グループ構成員全員の請求を最終的に確定することにならないことが裁判所に明らかであるときは、裁判所は、その他の争点の裁定に関して指示を与えることができる。
- (2) グループ構成員の一部の者のみの請求に共通の争点がある場合には、裁判所の与える指示には、それらのグループ構成員から成るサブ・グループの設定およびサブ・グループ構成員のためにサブ・グループ代表当事者となる者の選定を含めることができる。
- (3) 裁判所が代表当事者以外の者をサブ・グループ代表当事者として選定するときは、サブ・グループ構成員に共通の争点の裁定に伴う費用を負担するのは、その者であって代表当事者ではないものとする。

#### 第 33R 条 個別の争点 (省略)

#### 第 33S 条 さらに手続を開始することについての指示(省略)

#### 第 33T 条 代表の適切性 (Adequacy of representation)

- (1) グループ構成員の申立てにもとづき、代表当事者がグループ構成員の利益を適切に代表することができないことが裁判所に明らかになったときは、裁判所は、その者に代えて他のグループ構成員を代表当事者とし、適切と考えるその他の命令を発することができる。
- (2) サブ・グループ構成員の申立てにもとづき、サブ・グループ代表当事者がサブ・グループ構成員の利益を適切に代表することができないことが裁判所に明らかになったときは、裁判所は、その者に代えて他の者をサブ・グループ代表当事者とし、適切と考えるその他の命令を発することができる。

第33U条 [相手方がグループ構成員の1人に対して手続を開始した場合に、すでにそのグループ構成員に与えられていた救済に関する執行の停止を命じること] (省略)

第33V条 和解および訴えの取下げ——代表手続 [の特則]

- (1) 代表手続においては、裁判所の承認(approval)を得なければ和解または訴えの取下げをすることができない。
- (2) 裁判所が承認を与えるときは、和解にもとづいて支払われた金銭または裁判所に払い込まれた金銭の分配に関して、正当と思われる命令を発することができる。

第33W条 代表当事者個人の請求についての和解

- (1) 代表当事者は、裁判所の許可を得て、代表手続のいかなる段階においても、自らの請求の全部または一部について和解をすることができる。
- (2) 自らの請求について和解の許可を求める代表当事者または和解をした代表当事者は、裁判所の許可を得て、代表当事者でなくなるができる。
- (3) 前項の規定にもとづき代表当事者でなくなることの許可を求める者があつたときは、裁判所は、グループ構成員の申立てにもとづき、その者に代えて他のグループ構成員が代表当事者となることを命じ、適切と考えるその他の命令を発することができる。
- (4) ある者が代表当事者でなくなることの許可を与える場合には、
  - (a) 裁判所は、許可の申立ての通知が第33X条(1)項の規定にしたがってグループ構成員に対して与えられ、グループ構成員に [これまでの代表当事者に代えて] 他の者を代表当事者とすることを申し立てる十分な時間があることを確信しなければならず、
  - (b) 他のグループ構成員を代表当事者とする申立てについて裁定がされなければならない。
- (5) 裁判所は、訴訟費用について正当と考える条件を付して、ある者が代表当事者でなくなることの許可を与えることができる。

第3部 通知

第33X条 特定の事項について与えられるべき通知

- (1) グループ構成員に対しては、代表手続に関する次に掲げる事項について通知が与えられなければならない。
  - (a) 手続の開始および第33J条(1)項の規定にもとづいて定められた特定の期日までに当該手続から離脱することのできるグループ構成員の権利
  - (b) 訴追がないことを理由として手続の相手方がした、当該手続の却下の申立て
  - (c) 代表当事者が第33W条の規定にもとづいてした、代表当事者でなくなることの許可を求める申立て
- (2) 裁判所は、手続において求められている救済が損害賠償の請求を含んでいないときは、前項の要件の一部または全部にしたがわなくてよいものとするができる。
- (3) ～(6) (省略)

第33Y条 通知——補助的規定

- (1) 本条は、第33X条の規定にもとづく通知に関する。
- (2) 通知の方式および内容は、裁判所によって承認されなければならない。
- (3) 裁判所は、命令によって、次に掲げる事項を特定しなければならない。
  - (a) だれに対して通知が与えられるか
  - (b) 通知が与えられる方法  
当該命令には、次に掲げる事項についての条項を含めることができる。
  - (c) 通知を与えることに関して重要な情報の提供を当事者に指示すること
  - (d) 通知の費用に関すること
- (4) 前項の規定にもとづく命令においては、通知を新聞広告、ラジオもしくはテレビの放送、またはその他の方法で与えることを要求することができる。
- (5) 裁判所は、各グループ構成員に個別に(personally)通知を与えるように命ずることが合理的に実行可能であって、過度に費用がかかることはないと確信した場合でないかぎり、それを命じてはならない。
- (6) ～ (8) (省略)

#### 第4部 判決等

##### 第33Z条 判決——裁判所の権限

- (1) 裁判所は、代表手続においてある事項を裁定するにあたり、次に掲げることをすることができる。
  - (a) 法律上の争点を裁定すること
  - (b) 事実上の争点を裁定すること
  - (c) 責任を宣言すること
  - (d) 衡平法上の救済を認めること
  - (e) グループ構成員、サブ・グループ構成員または個々のグループ構成員のために損害賠償金を与えること。その場合の損害賠償金は、特定の金額または裁判所が特定する方法で算定される金額によって構成されるものとする。
  - (f) 損害賠償金を、個々のグループ構成員に関して与えられる金額を特定せずに、総額で与えること
  - (g) 裁判所が正当と考えるその他の命令を発すること
- (2) 損害賠償金を与える命令を発する際には、裁判所は、権利のあるグループ構成員に対する金銭の支払または分配についての条項を定めなければならない。
- (3) 第33V条にしたがい、裁判所は、判決にもとづいてグループ構成員に権利が認められる総額について合理的に正確な査定をすることができる場合でなければ、(1)項(f)号の規定にもとづいて損害賠償金を与えることができない。
- (4) 裁判所は、損害賠償金を与える命令を発する場合において、次に掲げる事項に関して正当と考える指示を与えることができる。
  - (a) グループ構成員が損害賠償金に与かることのできる権利を証明する方法
  - (b) グループ構成員の損害賠償金に与かることのできる権利に関する紛争を裁定する方法

##### 第33ZA条 基金の設立等

- (1) 第33Z条(2)項の適用を限定することなく、グループ構成員に対する金銭の分配についての条項

を定めるにあたり、裁判所は、次に掲げる事柄について定めることができる。

- (a) 分配すべき金銭によって構成される基金の設立および運営
  - (b) 次に掲げることのいずれか
    - (i) 相手方が一定額の金銭を基金に支払うこと
    - (ii) グループ構成員の請求に応ずるために裁判所が指示した条件で、相手方が分割払いで金銭を基金に支払うこと
  - (c) 基金の金銭について得られた利息に対する権利
- (2) 基金の運営の費用は、裁判所の指示にしたがって、基金または代表手続の相手方が負担する。
- (3) 裁判所が(1)項に掲げた基金の設立を命じるときは、当該命令において次に掲げることをしなければならない。
- (a) 当該命令において特定された方法でグループ構成員に対して通知を与えなければならないものとする
  - (b) グループ構成員が基金からの支払を請求する方法および当該支払を受けることのできる権利を証明する方法を特定すること
  - (c) グループ構成員が基金からの支払を請求すべき期限の日(当該命令が発せられた日から6か月以後の日とする)を特定すること
  - (d) 基金からの支払を受けることのできる権利を証明したグループ構成員に基金が分配される期限の日に関する条項を定めること
- (4) 裁判所は、次に掲げる場合には、前項(c)号の規定にもとづいて定められた日より後にグループ構成員が支払を請求することを許すことができる。
- (a) 基金がまだ完全には分配されておらず、
  - (b) 請求を許すことが正当であるとき
- (5) (3)項(d)号の規定にもとづいて定められた日より後に代表手続の相手方がした申立てにもとづき、裁判所は、基金に残っている金銭を基金から相手方に支払うために正当な命令を発することができる。

### 第33ZB条 判決の効力

代表手続においてされた判決は、

- (a) 当該判決の影響を受けるグループ構成員を記述するか、それ以外の方法で明らかにしなければならず、
- (b) 第33J条の規定にもとづいて手続から離脱した者以外のすべての者を拘束する。

### 第5部 上訴 (省略)

### 第6部 雑則 (省略)